















		1. 令和6年度新学援助制度の実態について																						4. 就学援助率		
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								
		(1) 令和6年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																								
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長の裁量	ウ. 市区町村長の裁量	エ. 国民年金の免除	オ. 国民健康保険料の免除	カ. 児童扶養手当	キ. 児童労働者	ク. 障害者雇用安定法の学級納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学費納付の滞りによる欠陥の恐れがある者	シ. 経済的困難が認められる者	ス. 経済的困難が認められる者	セ. 生活保護の受給者	ソ. 生活保護の受給者	タ. 生活保護の受給者	チ. 特別児童養育施設に一定期間入所している者	ツ. 市区町村長の裁量	テ. 市区町村長の裁量	ト. その他	(2)(1)で「多」又は「子」に○をした場合	(3)(1)で「多」に○をした場合	(4)(1)で「多」に○をした場合	(5) 補足事項	令和5年度
		生活保護法に基づく保護の停止または廃止	市区町村長の裁量	市区町村長の裁量	国民年金の免除	国民健康保険料の免除	児童扶養手当	児童労働者	障害者雇用安定法の学級納付金の減免が行われている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学費納付の滞りによる欠陥の恐れがある者	経済的困難が認められる者	経済的困難が認められる者	生活保護の受給者	生活保護の受給者	生活保護の受給者	特別児童養育施設に一定期間入所している者	市区町村長の裁量	市区町村長の裁量	その他	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)		
37	37	32	32	31	31	30	32	20	18	31	31	30	18	22	25	13	5	13	0	4	5	31	0	5	0	27
静岡県	牧之原市菟川市学校組合	○	○	○	○	○	○			○	○				○							1.5				10%未満
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○							1.5				5%未満







